第明治二十五種郵便物認可　三十一年三月三十日

旧東京支局・北宿舎	職員の宿舎	建物	東京都豊島区東池袋	3,293,685円	3,293,671円	—	—	14円
旧東京支局・南宿舎		建物		32,113,113円	32,113,093円	—	—	20円
旧東京支局・西巣鴨宿舎		建物	東京都豊島区西巣鴨	17,349,410円	17,349,396円	—	—	14円
		土地		783,792,000円	—	—	—	783,792,000円
旧東京支局・新座宿舎		建物	埼玉県新座市菅沢	19,831,572円	19,831,554円	—	—	18円
		土地		193,426,765円	—	—	—	193,426,765円
広島支局・五日市宿舎２号棟		建物	広島県広島市佐伯区五日市中央	67,253,215円	—	—	—	67,253,215円
広島支局・西山宿舎		建物	広島県広島市佐伯区皆賀	24,131,811円	24,131,801円	—	—	10円
		土地		52,677,041円	—	17,682,839円	—	34,994,202円
旧東京支局・庁舎及び工場	事業用	建物	東京都豊島区東池袋	128,501,363円	113,605,195円	—	14,895,633円	535円

(注)　帳簿価額（減損前）は、本局北宿舎１号棟（建物）、旧東京支局北宿舎（建物）及び同新座宿舎（建物、土地）については平成28年度中の廃止時点のもの、旧東京支局・庁舎及び工場（建物）については操業廃止時のものです。

②　減損の認識に至った経緯等

本局北宿舎１号棟は平成28年度中に廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は売却を想定していないため、使用価値相当額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。

本局北宿舎２号棟は平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は売却を想定していないため、使用価値相当額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。

本局北宿舎３号棟はその一部（５戸）を平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

本局男子寮・庁舎分室は、男子寮部分について平成28年度末をもって廃止し、また庁舎分室の宿泊室部分について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

旧東京支局北宿舎は平成28年度中に廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は、減損を認識した時点で建物の解体を決定していたため、使用価値相当額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。

旧東京支局南宿舎は平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は、減損を認識した時点で建物の解体を決定していたため、使用価値相当額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。

旧東京支局西巣鴨宿舎は平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は正味売却価額を採用し、建物については資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。土地については相続税評価額（路線価）の推移から減損額は生じていないと判断しています。

旧東京支局新座宿舎は平成28年度中に廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は正味売却価額を採用し、建物については資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。土地については外部専門家による評価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。

広島支局五日市宿舎２号棟はその一部（２戸）を平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

広島支局西山宿舎は平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は正味売却価額を採用し、建物については資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上いたしました。土地については外部専門家による評価額として、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上いたしました。

旧東京支局庁舎及び工場については平成28年９月末をもって東京都豊島区での操業を廃止し、平成28年10月に埼玉県さいたま市においてさいたま支局として開局したことから、減損を認識しました。回収可能サービス価額は、減損を認識した時点で建物の解体を決定していたため、使用価値相当額を採用し、資産１件につき備忘価額１円とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上又は資産見返負債を減額いたしました。